

美しい暮らし

2003

8

No.141

大阪府暮らしの情報誌



くらしのニュース

「特別栽培農産物」へ表示変更

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」が改正され、来年4月から「無農薬栽培農産物」「無化学肥料栽培農産物」「減農薬栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」は「特別栽培農産物」に一本化される。

流通履歴情報を義務づけ

牛に個体識別の番号を割り振り、牛肉の生産、流通履歴を管理する「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が6月4日成立した。

出生率は過去最低

02年人口動態統計(概数)によると合計特殊出生率(1人の女性が生涯に生む子どもの平均数)は1.32と過去最低だった。

高齢化率は過去最高

03年版高齢社会白書によると、65歳以上の人口は前年比76万人増の2363万人で、総人口に占める割合(高齢化率)は過去最高で18.5%だった。

過労死が過去最多

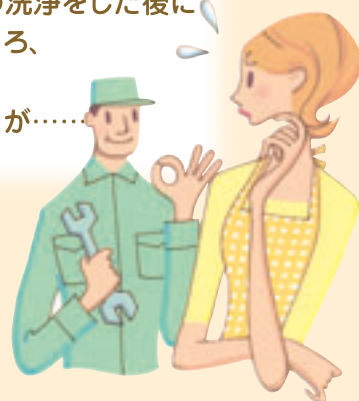
昨年度、労災認定を受けた過労死は、前年度の58件から160件に急増した。

ヤミ金融被害、深刻に

悪質な取り立てを苦にした心中事件が起こるなど、ヤミ金融による被害が深刻化している。大阪府警は「悪質金融事犯特別取締本部」を設置して、捜査を強化した。

トラブルNOW

訪問販売で給水管の洗浄をした後に解約を申し出たところ、クーリング・オフはできないと言われたが……



「出会い系って何？」

藤本 憲一
(武庫川女子大学助教授・情報メディア学)

若者たちの間で、携帯電話（以下ケータイ）を持つことは、当たり前となりました。そうした最新機種は、通話だけでなく、インターネット機能も備えています。この機能を利用した「出会い系」と呼ばれる社会現象について、考えてみましょう。

1 偶然・運命・突然の出会い？

「出会い系」とは、ネット上における、社交を目的にしたサイト(広場)のこと。ここで出会った相手を、「メール友だち」略して「メル友」と呼んでいます。この現象が世間で知られるようになって、まだ数年にしかありません。最新の現象でありつつ、早くも確実に定着しつつあります。

「誰かに紹介されるのではなく、『偶然』に出会いたい!」

「『運命』の赤い糸に導かれて、ある日『突然』劇的に、見知らぬ誰かと出会いたい!」

こうして登場した「出会い系」。若者たちのロマンチックな期待に、きちんと応えているでしょうか？

2 文通と出会い系の共通点

「出会い系」の是非を論じる前に、実は「運命的な偶然の出会い」が、ケータイ普及前から、長年、文通という形で存続してきた点を押さえておきましょう。いわゆる「ペンフレンド」「ペンパル」ですね。

情報メディア学の立場からは、新登場の「出会い系」と文通の間に、本質的な区別はありません。

両者の共通点は、

- 1 紹介者がいないため、秘密を守れる
- 2 時間的・地理的な制約がない
- 3 メディアを通じて、間接的にメッセージをやりとりできる
- 4 メディア上で話が終わらなければ、実際に会わなくてよい

などです。



3 危険なスピードとコピー

では、文通とよく似ているのに、なぜ「出会い系」は、危険なイメージがあるのでしょうか？

第一に、「出会い系」は、交際が展開していくスピードが早すぎる点。文通の場合、週に一、二度、手紙がやりとりされる間に、相手のことを考える時間がたっぷりあります。

これに比べて、「出会い系」は、一日に何十回もメールをやりとりするため、気持ちが急接近し、その日のうちに待ち合わせることができます。メールの行間を読んだり、相手の気持ちをあれこれ推測する余裕がない点で、危険です。

第二に、「出会い系」では、かなり長いラブレターでも、一瞬でコピーできるため、同じメッセージを多くの相手に、ばらまくことができます。

かつての文通でも、ラブレターを友人に代筆してもらう、ほほえましいケースがありました。しかし、「出会い系」における「コピー魔」「バラマキ屋」は悪質なルール違反であり、受け取り手に誤解を招く危険がある点、いうまでもありません。

ごちそうやプレゼントを列挙することで、何かなんでも待ち合わせにこぎつけようとする、詐欺まがいの「出会い系」常習者が相手でも、「まあ、一回会うくらい、いいか〜」とOKしがちな点が、危険ですね。

4 癒し・慰め・相談相手

逆に、以上の危険性をよく認識するならば、メールそのものは、文通と同じく、孤独な魂の癒し・慰め・相談相手として、有益な面もあります。

ただ、こちらについても、互いに癒しあい、慰めあう中で相互依存心理に陥るケースは危険です。メールをやりとりするうちに相乗効果的に世の中を悲観し、数人で待ち合わせて自殺をはかる心中事件が後を絶ちませんが、互いに自分を強くもって、励まし



消費生活相談状況

大阪府消費生活センター

電話情報提供サービス、フリーローン・サラ金の相談が引き続き上位を占める。

■平成15年5月の特徴

相変わらず、電話情報提供サービス、フリーローン・サラ金の相談が上位を占めている。5月に入ってから生命保険の相談の増加が目立つ。公正取引委員会が生命保険会社に対し排除命令を出したことなどが、消費者の生命保険の契約に関する意識を向上させたのではないと思われる。

商品・役務	受付件数	
	5月	4月
1 電話情報提供サービス	177	195
2 フリーローン・サラ金	73	77
3 賃貸アパート	41	39
4 工事・建築	30	17
5 浄水器	24	13
6 資格講座	22	17
7 オンライン情報サービス	20	18
7 アクセサリー	20	18
9 生命保険	17	6
10 内職・副業	14	16
10 自動車	14	14
受付総数	883	859

※5月受付件数上位10位までを掲載しているため、受付総数とは合致しない。

あう関係を築き上げたいものですね。

よい使い方としては、子育てに追われて外出しにくいヤングママ同士が、「ママ友」になって、子育て情報を交換し、励ましあうケースがあげられます。

育児の悩みや幼児虐待が、孤独から起こる点を考えると、「出会い系」の活用方法も見えてきます。

5 出会いへの恐怖と憧れ？

「迷惑メール」「メル友殺人」「メル友心中」など、悪評高い「出会い系」。若者たちは、異常なまでに「出会い」に恋焦がれ、憧れています。

その反面、家族との交流、ご近所とのコミュニケーション、学校での人間関係といった生身のやりとりが苦手になり、「出会い恐怖」に陥りやすいのも、たしかです。

「運命的な出会い」に恋焦がれるというもの、そもそも「運命」という言葉自体に、「未来に開かれている、選択可能なチャンス」と、「過去において定められた、自分では変えがたい宿命」という、矛盾した二面性が含まれています。

どうやら、人間が過去・現在・未来に生きる複雑な存在だからこそ、一目見た出会いの、今そのときが、「特別な瞬間」として、インパクトを与えるようですね。

今、一瞬の刹那的な出会いをもとめ、日々焦りまくることなく、自分を見つめなおそう…。平凡な結論ですが、「出会い系」の魔力に打ち勝つには、結局、自分の心を鍛えることこそ、早道と言えるでしょう。

トピックス 「食」の安全・安心の確保に向けて

農林水産省ではBSE感染牛問題や食肉偽装表示問題などの反省を踏まえ、平成15年7月1日の組織再編により、消費者に軸足を置いた農林水産行政を行うとともに、新たに消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」を設置しました。

また、食糧事務所を再編し近畿農政局の下に、大阪農政事務所（消費・安全部）を設置し、JASに基づく食品の表示、牛トレサビリティ、農業の使用状況など、食品の生産・加工・流通・消費の各現場において、食品の安全確保に係る関係法令が遵守されているかなどについて巡回・点検・指導等を行うこととしました。

なお、今後、これらに関してご照会等がございました場合には、下記窓口にお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 近畿農政局大阪農政事務所消費安全部消費生活課
TEL 06-6943-9691 FAX 06-6949-6255

とれたて食情報

8月：紅ずいき

大阪府農政室

紅ずいきは、さといもの葉柄を食べられるように、柔らかく育てたものです。品種としては、ずいきがよく伸びて柔らかい「唐芋」が用いられています。いもの収穫を目的とした栽培よりも密植にすると、長くて柔らかい赤紫色の紅ずいきになります。なにわ特産品のひとつで、富田林市などの南河内地域や、泉佐野市などの泉州地域で栽培されており、夏の野菜として親しまれています。カルシウムやカリウムを多く含み、食物繊維も多い野菜なので、健康食品、美容食品といえるでしょう。昔から出産後に産婦に食べさせて体力の回復を願う習慣があります。

あくが強いので調理の際にあく抜きをする必要があります。この手間が敬遠されるのか、最近はずいきを食べない人が増えているようです。昔ながらのおひたしや煮物で食べるもよし、サラダやピリッと辛みをきかせた炒め物にしてもよし。この夏の食卓に1品増やしてみてもいいかもしれません。



訪問販売で給水管の
洗浄をした後に
解約を申し出たところ、
クーリング・オフは
できないと
言われたが……



相談概要

突然、作業服を着た男性が訪れ、「水道水の点検をします。台所はどこですか」と言われたので、台所に案内した。水道の蛇口をさわった後、外に出て何か作業をしてから戻ってくると、蛇口から赤茶色の水が流れ出た。「給水管がかなり汚れている。こんな水を飲んでいたら体に悪い。今すぐ給水管の洗浄をした方がよい」と強く勧められた。費用は10万円かかるというので、「支払えない」と断ったところ、「今契約すれば特別価格の5万円にする」と説得され、書面にサインして現金5万円を支払った。すぐに作業に取りかかり、「あっ」という間に終わってしまい、本当に洗浄したのかわからない不信感をいだいた。そこで、業者に電話して解約を申し出たところ、「既に作業は終わっているし、給水管の洗浄はクーリング・オフできないことになっているので解約できない」と断られた。本当に解約できないのだろうか。

経緯・結果

- ① 訪問販売で給水管の洗浄をした場合、特定商取引法の適用があり、クーリング・オフ(無条件解約)ができること
 - ② 清掃が終わった後でもクーリング・オフができ、支払った代金は全額返金され、損害賠償を支払う必要もないこと
 - ③ 契約書面を受け取ってから8日以内に書面で通知することによりクーリング・オフの効果が発生すること
- を説明し、クーリング・オフの仕方を助言した。

解説

近年、特定商取引法の規制対象外の商品の購入契約や役務の提供契約に関するトラブルが増加したため、政令が改正され、規制の対象となる指定商品・指定役務が下記のとおり追加されました。(平成15年7月1日施行)

(1) 追加された指定商品

「火災警報器・その他の警報装置」

(2) 追加された指定役務

- ①「火災警報器・ガス漏れ警報器・防犯警報器・その他の警報装置」の貸与(リース契約やレンタル契約など)
- ②「台所流し・便器・浄化槽・給水管・焼却炉・その他の衛生用の器具又は設備」の清掃
- ③「住宅に附属して屋外に設置するバルコニー・車庫・物置・その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の組立て又は設置」
- ④「障子・雨戸・門扉・その他の建具」、「ふろがま」、「浴槽・台所流し・便器・浄化槽・給水管・排水管・焼却炉・その他の衛生用器具又は設備」、「神棚・仏壇・仏具・祭壇・祭具」の修繕又は改良
- ⑤「土地の測量」

給水管の洗浄は、上記の(2)②に該当し、クーリング・オフの対象となります。しかし、サービスが提供された後の解約は、トラブルになることが多いようです。トラブルに巻き込まれないためには、セールストークが事実かどうか判断し、根拠のない値引きに惑わされず、不要な場合は、はっきり断ることが大切です。

お知らせ INFORMATION

紹介屋、スピード貸付などヤミ金融(無登録業者)、悪質業者に注意!!

消費生活センターの「フリーローン・サラ金」に関する相談が大幅に増加しています。相談の中には自己破産者や多重債務者などを巧妙な口で狙う悪質業者も増えており、出資法の上限金利(29.2%)をはるかに超えた金利で貸し付け、家族や友人・職場にまで電話・電報などで脅迫まがいの取り立てをする、いわゆる「ヤミ金融」のトラブルも多くあります。

貸金業者は「貸金業規制法」による登録が必要です。利用する際は必ず登録業者かどうかを確認(右記のホームページでも検索可)するとともに、ブラックOK、破産者歓迎などの広告を出している業者には注意し、固定金利3%、何百万円まで即日融資、債務一本化などの甘い融資話にはのらないことです。おかしいな、と思ったら右の窓口やお住まいの消費生活センター等にご相談ください。

●消費者金融相談窓口

大阪府知事登録貸金業者への苦情・相談 貸金業の登録の有無等
大阪府商工労働部金融課貸金業対策グループ 06-6941-0351 内線4671~2
法外な金利を取られたり、暴行・脅迫等が発生したとき
大阪府警察本部 悪質商法110番 06-6941-4592

●金融課消費者金融ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/kinyu/kasikin/kasikin.html>

消費者問題講演会のご案内 8月26日(火)午後2時~午後4時

テーマ「暮らしとエネルギー」

●オール電化住宅(気になるメリット・デメリット、コスト…)

講師：関西電力 西川 徳裕

●新しいエネルギー情報 ~太陽の熱と光、そして風~

講師：近畿経済産業局 大野 貴也

開催場所 生活情報ぶらざ(大阪府消費生活センター)セミナー室
大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階(京阪・地下鉄谷町線「天満橋」駅下車すぐ)

申し込み (財)関西消費者協会 TEL 06-6945-1100 FAX 06-6945-1108

問い合わせ先 E-mail kanshoky@mbx.mydome.or.jp ホームページ <http://www.mydome.or.jp/kanshokyo>

受講料無料
定員 70人
先着順、定員になり次第締め切ります

ホームページ「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>

消費生活相談 ☎06-6945-0999 (月~金) 9:00~17:00

消費者問題の専門家団体を実施する週末相談(年末年始除く 10:00~16:00)

土曜日 06-6366-0110 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

日曜日 06-6203-7684 (社)全国消費生活相談員協会